

	施設	Q	A
1	飲食店	来店客が持ち込んだ酒であれば店内で飲酒させてもよいか。	来店客による酒類の店内への持ち込みは、酒類の提供に含まれます。
2	大型施設内の飲食店	百貨店・ショッピングセンター（床面積1,000㎡超）内の「飲食店等（飲食店、料理店、喫茶店、居酒屋等）」は、百貨店・ショッピングセンターが休業（土曜日、日曜日）や19時（又は20時）までの営業時間の短縮をした場合、休業（または営業時間の短縮を）しなければならないのか、時短営業できるのか？	飲食店等に対しては、酒類・カラオケ設備を提供する場合は休業、提供しない場合は、営業時間を5時から20時までとすることを要請しています。一方、百貨店・ショッピングセンター（床面積1,000㎡超）に対しては、平日は5時から20時までの営業時間の短縮を要請、19時までの営業時間の短縮の働きかけ、土曜日及び日曜日は休業を要請しており、そこにはテナントである飲食店等も含まれます。従って、百貨店・ショッピングセンター（床面積1,000㎡超）内の飲食店等については、その百貨店等の方針や施設の構造等の実情に即して、いずれかの要請に応じた対応をしていただく必要があります。なお、営業にあたっては、入場者の整理、マスク着用、飛沫を遮るアクリル板等の設置又は適切な距離の確保を要請します。
3	飲食店	ノンアルコールビールの提供は酒類の提供に当たるか。	当たりません。
4	飲食店	店内飲酒用の酒類提供ではなく、テイクアウトならば提供してよいか。	法に基づく要請はありませんが、公園、路上飲酒に繋がるので極力控えていただくようお願いします。
5	飲食店	営業終了とはどういう状態を指すか。	店内にお客様がいない状態です。
6	飲食店	通常営業では酒類を提供し、20時以降も営業している。今回の要請を受けて、酒類の提供をせずに営業時間を20時まで短縮し、20時以降はテイクアウトのみとして営業してもよいか。	宅配やテイクアウトサービスは要請の対象外であり、20時以降テイクアウトのみ営業する場合は、問題ありません。
7	ホテル・旅館	宿泊客に対するルームサービスは、営業時間短縮や休止の要請の対象か。	営業時間短縮及び休止の要請対象ではありません。
8	商業施設	3階建ての施設で床面積は1000㎡を超えているが、1階だけであれば床面積は1000㎡未満となる。この場合、1階だけの営業とすれば、営業時間の短縮及び休止要請の対象にはならないか。	百貨店、マーケット、モールと同様の営業形態と考えられる施設（施設管理者が存在するショッピングモールなど）については、建築物の床面積を合算します。1階から3階が全てが一体の商業施設であれば、延べ床面積合計が1000㎡を超えているため、営業時間の短縮及び休止要請の対象となります。
9	商業施設	床面積1,000㎡超えの商業施設の衣料品売り場は、営業時間の短縮及び休止要請の対象か。	衣料品売り場は営業時間の短縮及び休止要請の対象となります。
10	商業施設	生活必需物資とは何を指すのか。	食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、農業用資機材、化粧品が該当します。
11	商業施設	床面積1,000㎡超えの商業施設で、営業時間の短縮及び休止要請の対象外はどのような売り場か。	上記10の生活必需物資の売り場については、営業時間短縮及び休止要請の対象外となります。 (飲食店については2を参照)
11-1	商業施設	お中元は生活必需物資として売場を開設してもよいか。	今回の要請では生活を維持する上で必要なものとして、生活必需物資を上記10のとおり限定しています。お中元は慣習による贈答品として、社交的意味合いが非常に強く、日常生活に欠くことのできない物品であるとは必ずしも言えないことから、お中元の販売を主とする売場については、時短営業（土日は休業）をお願いします。
		※5月13日追加	

	施設	Q	A
12	商業施設	複数のテナントが入居している施設だが、各テナントは壁で仕切られ、入り口も分かれている。この場合、床面積はどこまで合算するのか。	一体的な商業施設は、全テナントを含めた床面積が1000㎡を超えている場合は、平日は5時から20時までの営業時間の短縮及び土曜日、日曜日は休止要請（生活必需物資の小売等の店舗を除く）の対象となります。
13	商業施設	スポーツジムと温泉が入った施設で、延べ床面積が1000㎡を超えているが、ジム・温泉それぞれの面積は1000㎡未満の場合、営業時間の短縮及び休止が必要か。	ジムと温泉が一体的な商業施設の中にある場合は、商業施設全体として営業時間の短縮及び休止要請の対象となります。 ただし、温泉については公衆浴場法の「一般公衆浴場」に該当する場合は、休止要請の対象外となります。
14	スポーツ施設	屋外フットサル場で1000㎡超だが、営業時間の短縮及び休止要請の対象か。	屋外スポーツ施設については、休止の要請はしていませんが、イベント関連施設とし、イベントで使用される場合は、人数上限5,000人かつ収容率50%以内、21時までの営業時間短縮を、イベント以外で使用される場合は20時までの営業時間短縮を要請しています。
15	スポーツジム	複合施設（例：スイミング600㎡、フィットネス1000㎡）は、どのような要請となっているか。	スイミング、フィットネスの合計面積で判断します。 合計1000㎡を超える場合は、施設全体で平日は5時から20時までの営業時間の短縮、土曜日・日曜日は休止をお願いします。
16	テニス場	屋内テニスコート3面合計で1000㎡を超えるが、壁で区切るとそれぞれ1000㎡未満となる。区切ったら営業時間の短縮要請及び休止要請対象外か。	屋内テニス場全ての面積で判断しますので、区切ることはできません。 施設全体で1000㎡を超える場合は平日は5時から20時までの営業時間の短縮、土曜日、日曜日は休止要請の対象です。
17	保険代理店	保険代理店は金融機関（休止を要請しない施設）に該当するか。	保険代理店は「金融機関」に含まれ、休止を要請していません。
18	カラオケ店	カラオケレッスンのために、カラオケ店を営業してもよいか。	カラオケレッスンの目的であっても、カラオケ設備を利用する営業は止めていただくようお願いします。
19	カラオケ	カラオケは撤収しないといけないのか。	撤収する必要はありませんが、使用できない旨を表示する等の処置をお願いします。
20	貸し音楽スタジオ	貸し音楽スタジオは時短対象か。貸会議場と同じ扱いか。	貸し会議室と同様に集会・展示施設の扱いであり、イベントで使用する場合には、人数上限5,000人かつ収容人数50%以内、21時までの営業時間の短縮（ただしイベント開催以外の場合は20時までの営業時間の短縮）をお願いします。
21	自動車整備工場	自動車の点検・整備は休業対象か。	自動車の点検・整備は休業の対象外です。
22	ライブハウス	飲食業許可を受け、飲食の提供を行っているライブハウスは、飲食店ではないか。	食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、飲食の提供を行っていれば、飲食店としての要請の対象です。